

個人情報を提供しても問題ないの？

個人情報である事業者健診(定期健康診断)結果を  
提供することについては

法定の手続きとして(下記参照)制度化されており

個人情報保護法上も問題ありませんので

ご安心ください。

※高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第27条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前2項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

～第三者提供についての例外事項～

※個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1 法令に基づく場合

対象者

# 40歳～74歳の 協会けんぽ東京支部の加入者様

生活習慣病予防健診をご利用になる方については、お手続きは不要です。

●提供する健診項目は？

基本データ	保険者番号、保険証の記号・番号、氏名(カナ)、生年月日、性別、健診機関名(コード番号)、受診日、郵便番号(事業所の郵便番号でも可)、住所(事業所の住所でも可)
健診項目	身長、体重、BMI、腹囲、血圧、脂質(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール)、空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、又は食直後(食事開始後3.5時間未満)を除く随時血糖、肝機能(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP))、尿検査(尿糖、尿たんぱく)
問診項目	既往症、自覚症状、他覚症状、服薬情報、喫煙歴
その他	メタボリックシンドローム判定、医師の診断、健診実施医師名

お得な  
耳より情報!!

協会けんぽでは生活習慣病予防健診をご用意しております!

1

「事業者健診+α」の内容で  
健診の補助があるのでお得です。

協会けんぽで実施している生活習慣病予防健診(一般健診)は、労働安全衛生法で定められている事業者健診の健診項目を全てカバーしている(ヘモグロビンA1cを測定した場合は除きます)。うえに、協会けんぽからの補助が受けられますので是非ご利用ください。

2

充実した検査内容でお得です。

生活習慣病予防健診(一般健診)は、事業者健診に含まれない胃がんや大腸がんを発見するための上部消化管X線検査や便潜血、痛風の指標となる尿酸値の検査など、充実した検査内容をご提供!!  
さらに、対象年齢の方は、一般健診に追加して付加健診や乳がん・子宮頸がん検診なども一緒に受診することができ、同じく協会けんぽからの補助が受けられます。詳しくは協会けんぽ東京支部ホームページをご覧ください。



まずは  
チェックして  
みましょう!

スタート

従業員の健診は実施していますか?

No

健診は労働安全衛生法(労安法)で定められています。必ず実施しましょう。

Yes

実施している健診は協会けんぽの「生活習慣病予防健診」ですか?

No

提供できない、または提供の方法が不明。

事業者健診結果データの提供を既にされていますか?

Yes

No

健診結果に応じて協会けんぽの保健師等による無料の特定保健指導を受けることができます。

なお、詳しくはホームページをご覧ください。

※特定保健指導は40歳から対象となります。

従業員のうち、35歳～74歳の被保険者は、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」が受診できます。この健診は、  
●協会けんぽが費用補助  
●豊富ながん検診項目  
といった利点がございます。  
なお、詳しくはホームページをご覧ください。

事業者健診結果データの提供方法はホームページをご覧ください。

協会けんぽ東京 検索 40歳から74歳の事業者健診結果データの提供をお願いします

ホームページ左下のバナーからアクセスしてください。

協会けんぽ東京支部にご加入の事業主様

重要な  
お知らせ

健診&健康サポート(保健指導)で  
元気な職場づくりを応援します!!

# 事業者健診 (定期健康診断) 結果データの提出に ご協力ください



1 事業者健診(定期健康診断)結果データ提出の案内ってなんだろう?

2 生活習慣病予防のための特定保健指導が無料?! そうなの?

3 でも、面倒な手続きがいくつもあるのかなあ?

4 あ!でも、このパンフレットには、同意書を出すだけで書いてある  
簡単なんだね!

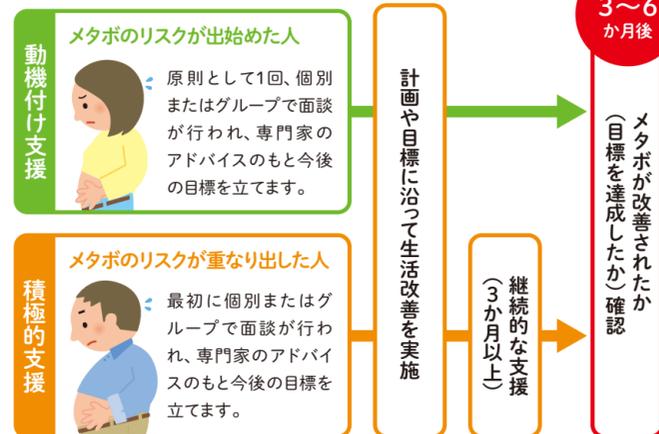
## 健診結果を提出することでメリットはあるの？

提供いただいた健診結果をもとに、  
メタボリックシンドローム判定を行い該当する方には  
**無料で健康サポート(特定保健指導)**  
を行います。

## 特定保健指導で、健康づくりのプロが 従業員をサポートします！

※事業所様への訪問も、ご都合に合わせて調整いたしますので、お気軽に相談してください。

### ●特定保健指導の内容



### 特定保健指導の対象者って？

特定保健指導は、リスク数に応じて動機付け支援と積極的支援の2タイプに分かれます。  
(対象年齢：40歳～74歳)

- 高血圧症・糖尿病・脂質異常症で服薬治療中の方、インスリン注射をしている方は、特定保健指導の対象になりません。
- 65歳以上75歳未満の方は、積極的支援の対象となった場合でも動機付け支援となります。

### ●早めに生活改善するほど こんなメリットが！

- 1 自覚症状が出る前に対処!**  
自覚症状が出たときには、すでに病気が進行していることがほとんどです。
- 2 将来、治療にかかる時間や費用の節約になる!**  
「病気の芽」をいち早く発見して生活改善できれば、生活習慣病になって治療費がかかるのをストップすることができ、家計にも安心です。
- 3 発病してしまってから後悔するのを防げる!**  
病気になってからでは、治療をしても後遺症が残ってしまうこともあります。後悔しないよう、ぜひ特定保健指導の有効活用を!

### ●軽度の異常でも、重なると危険度がアップ!

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧・脂質異常・高血糖のうち2つ以上を合わせ持つ状態を「メタボリックシンドローム(メタボ)」といいます。ひとつひとつの異常が軽度でも、危険分子が重なると動脈硬化を急速に進行させてしまいます。



## 従業員の皆様の健康維持・増進することで他にもメリットが!!

## 健康経営®の取り組みにもなります!

健康経営とは従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



## 事業主様の手続きは同意書のみです!

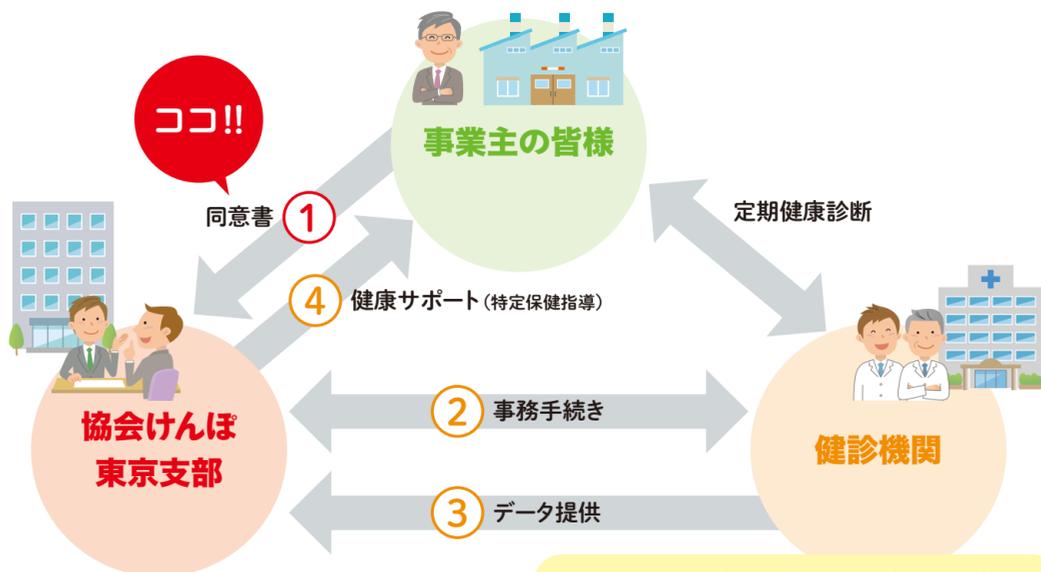
健診機関からデータ提供を行う場合、事業主様のお手続きは

# 同意書を提出 していただくだけです。

## データ提供までの流れは？

- 1 同意書は協会けんぽ東京支部に提出してください。  
※生活習慣病予防健診をご利用になる事業所様については、同意書の提出は不要です。
- 2 同意書にご記入いただいた健診機関と協会けんぽ東京支部とで、健診結果データ提供に関する契約書を締結します。なお、この際に「個人情報保護」の徹底を図ります。
- 3 健診機関から協会けんぽ東京支部に健診結果データが提供されます。
- 4 健診結果に基づき、事業所様に特定保健指導のご案内をします。

※受診された健診機関より、データ提供が困難な場合は、事業所様から直接健診結果(紙)のコピーをご提供いただくこともあります。



※事業者健診データの提供について、協会けんぽから健診機関に一部業務委託をしています。そのため、健診機関から事業主様に健診データの提供についての同意書の提出をお願いする場合がございます。

## 同意書の記入時の注意点

【ご注意】  
協会けんぽ生活習慣病予防健診を利用せず、事業者健診(定期健康診断)結果データを東京支部に提供する場合に限り、この同意書の提出が必要です。

(宛先) 全国健康保険協会 東京支部

事業者健診(定期健康診断)結果データの提供に関する同意書

全国健康保険協会東京支部(以下「東京支部」という)に対し、下記①～③について同意します。

①労働安全衛生法第66条の規定に基づき実施した事業者健診(定期健康診断)のうち、40歳以上74歳までの協会けんぽ加入者である従業員(以下「対象者」という)の特定健康診断の結果データ(以下「結果データ」という)を高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項・第3項の規定に基づき東京支部に提供すること  
②同意書裏面に記載された健診機関が対象者の結果データを作成するに当たり必要となる情報(被保険者証の記号番号、氏名、性別及び生年月日)を東京支部が当該健診機関に提供すること  
③東京支部が当該健診機関から結果データを受領すること

なお、特段の申し出がない場合は、本同意書は次年度以降も効力を有することとします。  
※健診機関が変更になる場合は再提出をお願いします。

(1) 貴事業所に関する事項

大特内容をすべてご記入ください。必ず押印をお願いします。

記入日	平成 年 月 日
事業所	所在地 名称 事業主氏名 連絡先電話番号 担当者氏名
健康保険証の記号(数字7～8ケタ)	
健診機関で健診結果データの抽出提供ができない場合は、事業主様に対し健診結果(紙)コピーのご提供をお願いすることがあります。	事業主様に対する健診結果(紙)コピーの提供についてのご相談に <input type="checkbox"/> 対応できる (コピー提供の確約をお願いするものではありません) <input type="checkbox"/> 対応できない

裏側の記入もお願いします。

同意書(表)  
イメージ

記入日は  
記載漏れがないようにしてください。

必ず事業主様の  
押印をお願いします。



(2) 事業者健診(定期健康診断)を実施する健診機関に関する事項

大特内容をすべてご記入ください。健診機関が複数ある場合は、別紙の添付でも差支えありません。  
協会けんぽ生活習慣病予防健診の受診については、記載する必要はありません。  
事業者健診(定期健康診断)と協会けんぽ生活習慣病予防健診の受診者が一か所の健診機関に混在する場合には、事業者健診(定期健康診断)の受診者のみご記載ください。

名称	
所在地	
電話番号	
担当者氏名	
受診者数(予定数含む)	合計約 人 ※40歳以上の人数のみご記載ください。また、協会けんぽ生活習慣病予防健診受診者は除かれています。
受診時期に○をつけてください	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

名称	
所在地	
電話番号	
担当者氏名	
受診者数(予定数含む)	合計約 人 ※40歳以上の人数のみご記載ください。また、協会けんぽ生活習慣病予防健診受診者は除かれています。
受診時期に○をつけてください	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

【個人情報の取扱いについて】  
事業主様が協会の健康保険協会(協会けんぽ)に対し「健診結果」をご提供いただくことは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第66号)に規定されています。したがって、提供を理由に事業主様が個人情報保護法上の責任を問われることはありません。  
健診機関様よりご提供いただく健診結果データは、特定健康診査の結果データですので、提供に当たり従業員個人の同意は必要ありません。  
【健康経営データの取扱いについて】  
提供いただいた健康経営データは以下の目的にのみ使用し、それ以外の用途には行いません。  
- 企業全体の健康経営の改善・評価及び健康経営による効果測定(特定健康経営を含む)、健康経営の実施するとき  
- 特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施するとき

同意書(裏)  
イメージ

健診機関の名称は  
正確にご記入してください。

40歳以上の、事業者健診(定期健康診断)  
受診者数のみご記入ください。  
生活習慣病予防健診の受診者は除いてください。  
受診者数や受診時期は、おおよそで結構です。